

## 組合相談コーナー

決算期が3月の組合も多く、今後理事会を開催する機会も増えてくることが予想されます。そこで、組合相談コーナーでは理事会に関するQ&Aを集めましたのでご参照ください。

### 〈理事会の招集〉

**[Q]** 理事会の招集については「書面」での通知は義務づけられていないことから、電話での通知でも有効か。

**[A]** 定款参考例では、「1週間前までに各理事に対してその通知を発しなればならない」となっていますが、書面による通知までは義務つけていません。※期間については定款の規定で短縮することは可能です。

したがって、理事会の招集については、電話での通知も有効です。中協法では理事全員の同意が得られれば、この招集通知の手続を省略できると規定されています。

### 〈理事会に欠席した理事の責任〉

**[Q]** 理事会に出席する予定だったが、急な出張により出席できず、書面議決書も提出しなかった場合、理事会の決定事項については賛成したものとみなされるか。

**[A]** 理事会に欠席した理事は、決定事項について賛成したものとみなされず、その決定の段階までの責任はないとされています。

しかし、理事は組合の業務について監視の義務があり、理事会が開催されたことや当該事項が決議されたことを知っていながら、決定から執行までの段階で、これを止むべき措置をとらなかったときは、理事としての一般的な任務懈怠の責任があるとされています。

### 〈理事の代理出席〉

**[Q]** 理事が理事会に出席できない時は、代理人を参加させることができるか。

**[A]** 理事個人と組合は委任契約の関係であり、その権利の行使及び義務の履行は理事自らの意思及び行為で行われなければなりません。また、理事会に出席した理事は、議決権を行使するだけでなく、議決した内容についての監視や執行結果に対する重要な責任が課せられており、他人に委託できるような軽いものではありません。

また、中協法では「組合が定款で定めた場合は書面で理事会の議決に参加できる」と規定されていることの反対解釈から、代理人によって議決権を行使することはできないとされており、理事会に理事が代理人を出席させることは認められません。

### 〈事前に通知していない議案の審議〉

**[Q]** これまで理事会の議案は、招集通知で事前に知らせてきましたが、通知していない議案を議決するが可能か。

**[A]** 理事会は総会と違い、臨機応変に意思決定をする役割もあることから、当日緊急議案を審議することは差し支えありません。

ただし、緊急議案はあらかじめ通知していない事項であることから、書面出席者がいた場合は、出席理事には含まれませんので注意が必要です。

(補足)理事会の決議

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決めます。

このほか、理事会の開催等に関してご不明な点等がございましたら、お気軽に本会事業振興部(☎018-863-8701)までお問い合わせください。

[参考文献：清水透(2012)『中小企業組合 理事のためのQ&A』全国共同出版]